

民法 724 条後段が定める期間の法的性質は、除斥期間である

【文 献 種 別】 判決／前橋地方裁判所高崎支部

【裁判年月日】 平成 31 年 1 月 10 日

【事 件 番 号】 平成 30 年（ワ）第 228 号

【事 件 名】 損害賠償請求事件

【裁 判 結 果】 認容

【参 照 法 令】 民法 724 条後段

【掲 載 誌】 裁判所ウェブサイト

LEX/DB 文献番号 25449944

事実の概要

平成 10 年 1 月 14 日、殺人犯 Y は、X の父 A、母 B、祖母 C（A の母）の合計 3 名を、殺害の順序はわからずに殺害した。その結果、X は、A・B・C が有する各損害賠償請求権を、それぞれ相続した。具体的には、X は、A が有する損害賠償請求権（8,965 万 5,337 円）及び B が有する損害賠償請求権（6,139 万 6,521 円）については、2 分の 1 の割合で相続し（A・B には X のほか、D という子があった）、また、C が有する損害賠償請求権（3,000 万円）を 8 分の 1 の割合でそれぞれ代襲相続している。

X は、上記の各損害賠償請求権の相続以外に、X 固有の慰謝料請求権として 1,500 万円、弁護士費用 942 万 7,592 円、合計 2,442 万 7,592 円の損害を被った。

そこで、X は、被告 Y に対し、A の損害賠償請求権の 2 分の 1 である 4,482 万 7,668 円、B の損害賠償請求権の 2 分の 1 である 3,069 万 8,260 円、C が有する損害賠償請求権の 8 分の 1 である 375 万円を相続し、これに、自己固有の損害である 2,442 万 7,592 円を加算した、合計 1 億 0,370 万 3,520 円及びこれに対する不法行為日である平成 10 年 1 月 14 日から支払い済みまで民法所定の年 5 分の割合の遅延損害金の支払いを求めた。

なお、X は、Y に対し、民法 724 条後段の 20 年の期間が経過する以前の平成 30 年 1 月 12 日に、内容証明郵便にて、これらの損害賠償請求権を行

使する旨を Y の住民票上の最後の住所地（なお、住民票は、平成 13 年 3 月 29 日、実態調査により職権削除されている）に発送をしたが、Y は、本件事件後に逃走したため、その住所地が住民票除票上確認できる Y の最後の住所地であった結果、同郵便は、宛所尋ねあらずとして返送されている。

判決の要旨

本件事件の損害賠償請求権は、平成 10 年 1 月 14 日に発生したものであるから、X が有する損害賠償請求権は、民法 724 条後段により「不法行為の時から 20 年を経過したとき」に消滅しているかが問題となりうる。

X は、「民法起草者の意図や、民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号）による改正等に鑑み、民法 724 条後段の規定について、消滅時効を定めたものと解釈すべきであるとし、Y が消滅時効を援用していない本件においては同条が問題になる余地はない旨主張する。

しかし、同条後段が除斥期間を定めたものであることは確立した判例（最一小判平元・12・21 民集 43 巻 12 号 2209 頁、最二小判平 10・6・12 民集 52 巻 4 号 1087 頁、最三小判平 21・4・28 民集 63 巻 4 号 853 頁）であって、上記改正によって、同条後段の趣旨が消滅時効である旨明示されたことをもって、現行法の解釈をも変更するのは相当でないから」、X の主張は、採用できない。

また、「除斥期間の定められている請求権を保

存するには、除斥期間の満了までに裁判外で権利行使の意思を明確にすれば足り、裁判上の権利行使を行うまでの必要はないと解される（最三小判平4・10・20民集46巻7号1129頁参照）ところ、Xは、本件通知をもって、本件損害賠償請求権を行使する意思を明確にし、Yも、「本件事件に係る刑責の追及を逃れるため、自ら住所を移転したにもかかわらず、あえてその届出をせずに居所の発覚を免れようとしている」という本件事実の下においては、Yは自らの行為に起因する不利益を甘受すべきであると言わざるを得ないから、本件通知は、Yが了知し得べき客観的な状態を生じたとして、Yに到達したものと認めるべきである」と解して、裁判所は、Xの主張する、上記の1億0,370万3,520円及びこれに対する平成10年1月14日からの遅延損害金の請求を認めた。

判例の解説

民法724条後段では、「不法行為の時から20年を経過したときも、同様とする」と定めているが、ここでの「同様とする」との文言は、同条前段所定の「不法行為による損害賠償の請求権は、……時効によって消滅する」とも読めるし、単に「消滅する」とも読んだ上で、「〔除斥期間によって〕消滅する」とも読める。そこで、民法724条後段が定める期間の法的性質は、消滅時効と解すべきか、それとも、除斥期間と解すべきかが問題となる。

上記の判決の要旨も述べているように、民法724条後段が定める「20年」の期間の法的性質について、判例法上、最一小判平元・12・21（民集43巻12号2209頁）では、不発弾の処理作業に加わっていてその爆発により負傷した被害者が、事故後28年10カ月あまり経過した後に、国家賠償法に基づき損害賠償を提起したケースについて、ここでの「20年の期間は被害者の認識いかんを問わず一定の時の経過によって法律関係を確定させるための請求権の存続期間を画一的に定めたもの」、すなわち、「除斥期間」と解して、20年の期間の経過することにより損害賠償請求権は消失し、被害者による主張も援用も必要とせず、それゆえ、権利濫用の問題も生じない、と解する

旨が明確となった。そして、その後の判例においても、民法724条後段所定の期間の法的性質は除斥期間と解する点では一致している。なお、除斥期間と解する場合には、消滅時効と解する場合とは異なり、一般に、その除斥期間は、更新することも放棄することもできず、その起算点は権利発生時であって、被害者の援用を必要とせず、また、権利濫用・信義則の適用も問題とならない、と解されている。

学説上も、民法724条後段所定の期間の法的性質について、民法の起草者は、同条前段の3年の場合と同様に消滅時効と解していた（立法経過については、徳本伸一「損害賠償請求権の時効」星野英一編集代表『民法講座 第6巻』（有斐閣、1985年）704頁以下を参照）が、特に上記の平成元年の最高裁判例が出て以降は、その期間の法的性質は、除斥期間であると解する学説が多数説となっていた（加藤一郎『不法行為〔増補版〕』（有斐閣、1974年）、前田達明『不法行為』（青林書院、1980年）392頁など）が、不法行為における損害賠償請求権の場合には、後記の最高裁平成10年判決や最高裁平成21年判決の動向を踏まえると、客観的・画一的に権利を消滅させるべきだと解すべき公益の要請はそれ程強くなく、権利濫用や信義則を機能させるためには援用を伴う消滅時効と解する方がより自然ではないかと解して、消滅時効説を主張する少数説（吉村良一『不法行為法〔第5版〕』（有斐閣、2017年）198頁など）もあった。

もっとも、最二小判平10・6・12（民集52巻4号1087頁）は、Xは、痘そうの予防接種を受けたことが原因で高度の精神・機能障害者となり、予防接種時から22年が経過した時点で、Y（国）に対して不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起したケースについて、Xは訴訟係属中に成人に達したが、禁治産宣告を受けたのは第一審判決後であり、第二審においては民法724条後段の期間の法的性質は除斥期間と解したために敗訴したXは、①Yによる民法724条後段の期間の法的性質は除斥期間である旨の主張は、信義則違反・権利濫用である、②時効停止に関する158条は除斥期間経過前に意思能力を欠いていた場合にも類推適用されるべきである、と主張して上告したのに対し、①の主張については、民法724条後

段の期間の法的性質は除斥期間であるから、当事者の主張がなくても、除斥期間の経過により上記請求権が消滅したものと判断すべきであって、Xの主張自体が失当である旨を判示し、また、②の主張については、「不法行為の被害者が不法行為の時から20年を経過する前6箇月内において上記不法行為を原因として心神喪失の常況にあるのに法定代理人を有しなかった場合において、その後当該被害者が禁治産宣告を受け、後見人に就職した者がその時から6箇月内に右不法行為による損害賠償請求権を行使したなど特段の事情があるときは、民法158条の法意に照らし、同法724条後段の効果は生じない」と解して、民法158条（未成年者又は成年被後見人と時効の停止）規定の類推適用を肯定して、民法724条後段の期間の法的性質は、その実質上、消滅時効と解する場合との違いが生じない可能性が登場させる解釈を示している。また、その後の判例（最三小判平16・4・27民集58巻4号1032頁）においては、蓄積型損害について、除斥期間と解しつつもその起算点を変更して、一定の猶予効を肯定し、原則はその起算点は「権利発生時」であるのに対し、同法724条後段の効果の起算点は、「症状発生時」とであると解して、「じん肺」のように身体に蓄積した物質により一定の期間経過後に被害症状があらわれた場合には、その症状発生時が起算点になると解し、その後の判例においても、最二小判平16・10・15（民集58巻7号1802頁）は、「遅発性水俣病・水俣病関西訴訟」の事案について、また、最二小判平18・6・16（民集60巻5号1997頁）は、乳幼児期に受けた集団予防接種によってB型肝炎に罹患しそれが発症した「B型肝炎発症」の事案についても、その症状発生時が起算点になると解している（平野裕之『コア・テキスト民法Ⅳ 事務管理・不当利得・不法行為〔第2版〕』（サイエンス社、2018年）245頁、石口修『民法要論Ⅰ 民法総則』（成文堂、2019年）440頁）。

さらには、最三小判平21・4・28（民集63巻4号853頁）では、加害者Yが、殺人を犯し、その死体を自宅の床下に隠匿したため、被害者の遺族たるその相続人Xが、被害者の死亡を知るのが遅れ、殺害後26年たって提訴したケースにおいて、最高裁は、民法724条後段の期間の法的性質を

除斥期間と解した上で、「被害者を殺害した加害者Yが、被害者の相続人Xにおいて、被害者の死亡の事実を知り得ない状況を殊更に作出し、そのために相続人は相続の事実を知ることができず、相続人が確定しないまま上記殺害の時から20年を経過した場合において、その後相続人が確定した時から6カ月以内に相続人が上記殺害に係る不法行為に基づく損害賠償請求権を行使したなどの特段の事情があるときは、民法160条の法意〔相続財産に関する時効の停止〕に照らし、同法724条後段の効果は生じないものと解するのが相当である」と解し、民法160条の類推適用を肯定する解釈をとっている（田原裁判官は、民法724条後段の期間の法的性質を消滅時効と解した上で、民法160条は、直接適用される、という意見を書いている点に注意すべきである）。

なお、本判例では、民法724条後段が定める期間の法的性質は、除斥期間と解しているが、後記するように、2020年4月1日からは、民法改正（平成29年法律44号）により、その期間の法的性質は、「消滅時効」と明文で規定されたため、本判例が示す判旨事項である、「民法724条後段が定める期間の法的性質は除斥期間である」と解する余地は、本判決のように、「上記改正によって、同条後段の趣旨が消滅時効である旨明示されたことをもって、現行法の解釈を変更するのは相当でない」と判断がなされずとも、そのような判断は、2020年3月31日までに限られる点に注意すべきである。

ところで、平成29年の民法（債権関係）改正（平成29年法律44号）においては、民法724条後段所定期間の法的性質について、民法第724条においては、以下のような規定を置いて、その法的性質が、消滅時効である旨を明確化している。すなわち、

「不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

一 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないとき

二 不法行為の時から20年間行使しないとき。」

との定めを置いている。

そこで、不法行為による損害賠償の請求権につ

いては、「不法行為の時から 20 年間行使しない」時点から起算して、「時効によって消滅する」と規定しており、現行法のように、その期間の法的性質を、除斥期間と解すべき可能性がなくなっている点に注意すべきである。

明治大学教授 **三林 宏**